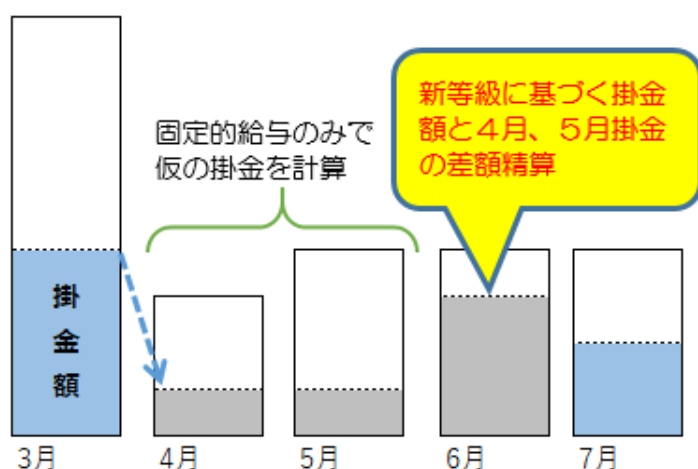


再雇用シニア職コースに移行された方へ

再雇用シニア〇〇職コース移行後の共済掛金額の見直し時期について

- 再雇用により、2026年4月から標準報酬月額及び共済掛金額が変わりますが、採用直後の4月～5月は、2026年4月の固定的給与（基本給等）のみで算定します。
- 5月の給与支給時に4月分の超過勤務手当ほか各種手当が支給されることで、本来の4月分給与が判明し、4月に遡って標準報酬月額を見直しますので、2026年6月給与では正しい標準報酬月額及び共済掛金額になるとともに、共済掛金額の差額が精算されます。
- **6月の給与支給時にまとめて控除（追徴）される場合がございますので、ご承知おきください。**



6月の給与支給時に控除される掛金額は4月、5月分の差額精算を含むため、控除額が高額になるケースがあります。

◆ 再雇用シニア〇〇職コースへの移行後の共済掛金額（例）

・再雇用シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）

| 年月 | 給与 | 標準報酬月額 | 掛金額 |
|---------|------------|----------|--|
| 2026年3月 | 520,000円 | 530,000円 | 81,752円 |
| 4月 | 180,000円 | 180,000円 | 27,973円 |
| 5月 | 260,000円★1 | 180,000円 | 27,973円 |
| 6月 | 260,000円 | 260,000円 | 65,272円 (内訳) 6月分 40,406円 5月精算分 12,433円 4月精算分 12,433円 |
| 7月 | 260,000円 | 260,000円 | 40,406円 |

※ 共済掛金額は、短期掛金、介護掛金、子ども・子育て支援掛金、厚生年金保険料、退職等年金掛金の合計です。
 ※ ★1は基本給等180,000円と超過勤務手当ほか各種手当等80,000円の合計額です。

・再雇用シニア〇〇職（短時間勤務職コース）

| 年月 | 給与 | 標準報酬月額 | 掛金額 |
|---------|------------|----------|---|
| 2026年3月 | 520,000円 | 530,000円 | 81,752円 |
| 4月 | 90,000円 | 88,000円 | 4,963円 |
| 5月 | 130,000円★2 | 88,000円 | 4,963円 |
| 6月 | 130,000円 | 134,000円 | 12,748円 (内訳) 6月分 7,558円 5月精算分 2,595円 4月精算分 2,595円 |
| 7月 | 130,000円 | 134,000円 | 7,558円 |

※ 短期組合員は日本年金機構の厚生年金に加入し、退職等年金給付は対象外です。
 ※ ★2は基本給等90,000円と超過勤務手当ほか各種手当等40,000円の合計額です。

◆ 掛金額の変更について（2026年4月） [ゆうせい共済特別号（2026年3月発行）](#)

【照会先】 共済掛金に関すること：日本郵政共済組合共済センター TEL:0120-97-8484（コールセンター）
 給与支給に関すること：お勤め先の給与ご担当者様へご連絡ください。